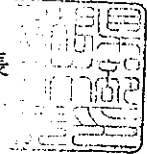


土総第57号の3
平成31年4月25日

島根県建設産業団体連合会会長 様

島根県土木部長
(土木総務課・技術管理課)



消費税率改正に伴う建設工事等の取扱いについて (補足)

このことについて、別添通知のとおり取り扱うこととしましたのでお知らせします。
貴団体におかれては、取扱いについて会員の方々に周知徹底をお願いいたします。

土総第57号の3
平成31年4月25日

総務部 営繕課長 様
各県民センター所長 様
隠岐支庁 県民局長 様
隠岐支庁 農林局長 様
隠岐支庁 水産局長 様
隠岐支庁 県土整備局長 様
防災部 消防総務課長 様
農林水産部 各課長 様
各農林振興センター所長 様
各水産事務所長 様
土木部 各課長 様
各県土整備事務所長 様
浜田河川総合開発事務所長 様
出雲空港管理事務所長 様
宍道湖流域下水道管理事務所長 様
浜田港湾振興センター所長 様

土 木 部 長
(土木総務課・技術管理課)

消費税率改正に伴う建設工事等の取扱いについて (補足)

このことについては、平成31年4月16日付土総第57号土木部長通知(以下、土木部長通知という。)を補足し、下記のとおりとしますので、関係各職員に周知いただき、適切な運用をお願いします。

記

1. 建設工事等の部分引渡しにおける取扱いについて

・土木部長通知2.(1)及び(4)に該当する建設工事等において、施行日の前日以前に部分引渡しを行う案件については、部分引渡し部分の消費税及び地方消費税の額は8%となる。

よって、部分引渡しに伴い、消費税率改正に伴う差額部分(2%)について減額変更契約を行うこと。(土木部長通知別記1の7)

・上記取扱いに伴う工事費積算等に係る経過措置イメージ図を土木部長通知別記2.⑧として追加する。

2. 公共工事設計労務単価等の特例措置に係る増額変更契約について

- ・平成31年3月5日付土総第893号に該当する建設工事等について指定日以後に変更契約を行う場合は当初工事等の変更となるため、土木部長通知別記2. ④に基づき変更契約を行うこと。

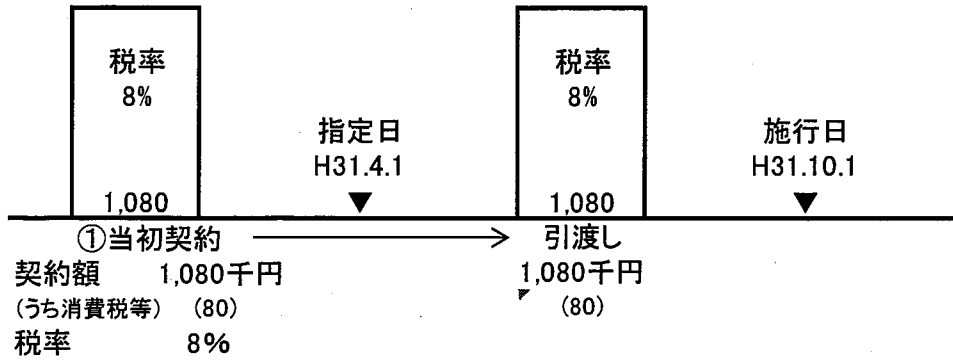
工事費積算等に係る経過措置イメージ図

○平成 31 年 9 月 30 日（新税率施行日の前日）以前に契約締結する工事等の税率

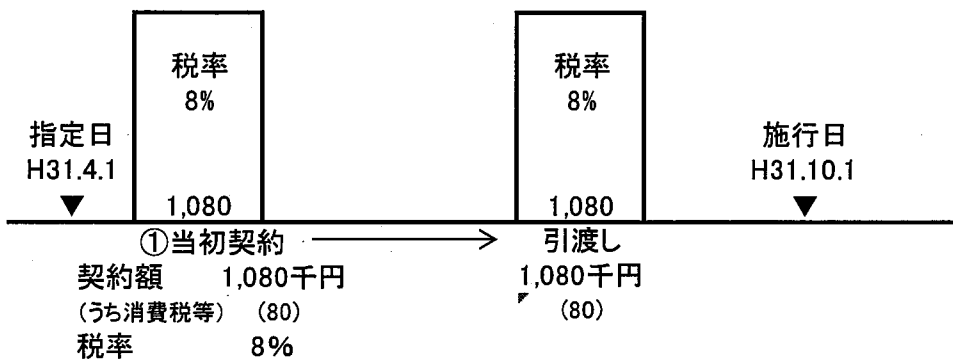
工事等の区分	適用税率
平成 31 年 9 月 30 日以前に引渡しを行う工事等 (①②)	8%
平成 31 年 10 月 1 日以後に引渡しを行う工事等	X
平成 31 年 3 月 31 日以前に契約締結した工事等 (③)	8%
平成 31 年 4 月 1 日以後に増額変更した場合 (④) (当初工事等の変更)	平成 31 年 3 月 31 日 時点を基準として増 額部分について 10%
平成 31 年 4 月 1 日以後に増額変更した場合 (当 初想定されていない工事等の追加) (⑤)	追加部分について 10%
平成 31 年 4 月 1 日以後に契約締結した工事等 (⑥)	10%
平成 31 年 9 月 30 日以前に部分引渡しを行う工事 等 (⑧)	引渡し部分について は 8%

※当初想定されていない工事等の追加部分は、変更指示時点の単価（平成 31 年 4 月 1 日以降の適用単価世代）を用いて積算する部分が該当する。

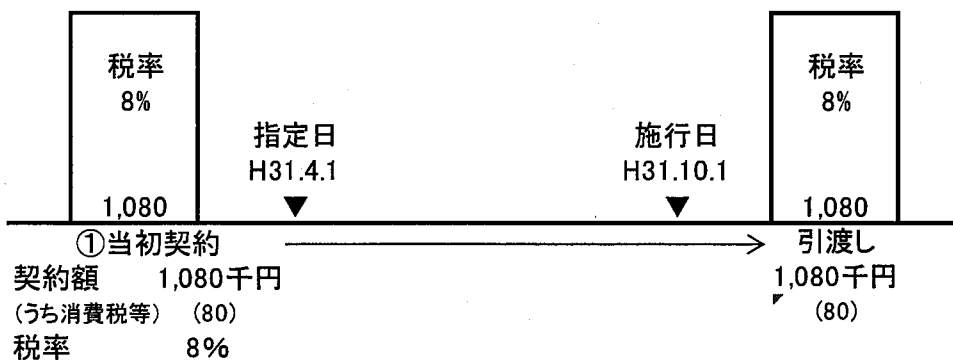
① 平成31年3月31日以前に契約、平成31年9月30日以前に引渡し of 工事等



② 平成31年4月1日以後に契約、平成31年9月30日以前に引渡し of 工事等



③ 平成31年3月31日以前に契約、平成31年10月1日以後引渡し of 工事等
(設計変更なし)



④ 平成31年3月31日以前に契約、平成31年10月1日以後引渡し of 工事等
(平成31年4月1日以後変更契約)

・増額変更

税率 8%		10%	変更増	10%
	指定日 H31.4.1	8%		税率 8%
1,080	▼	1,190	施行日 H31.10.1	1,190
①当初契約		②変更契約		引渡し
契約額	1,080千円		+110千円	1,190千円
(うち消費税等)	(80)		(10)	(90)
税率	8%		10%	

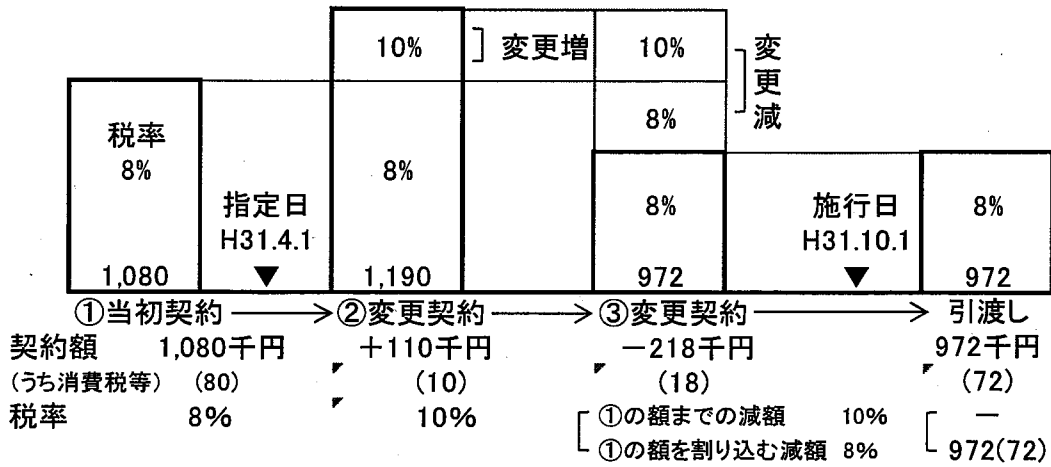
・減額変更

税率 8%			変更減	
	指定日 H31.4.1	8%		税率 8%
1,080	▼	972	施行日 H31.10.1	972
①当初契約		②変更契約		引渡し
契約額	1,080千円		-108千円	972千円
(うち消費税等)	(80)		(8)	(72)
税率	8%		8%	

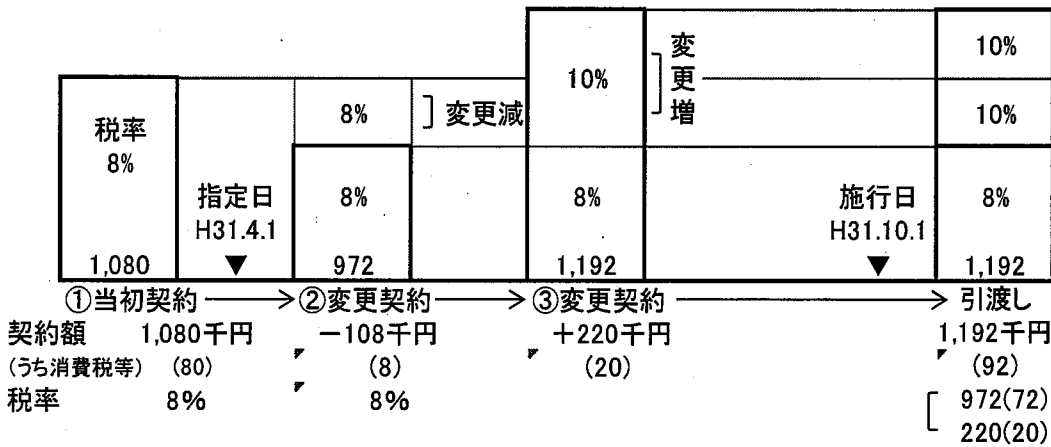
・減額→増額

			10%	変更増	10%
税率 8%		8%	8%		税率 8%
	指定日 H31.4.1	8%			施行日 H31.10.1
1,080	▼	972			1,190
①当初契約		②変更契約		③変更契約	
契約額	1,080千円		-108千円		+218千円
(うち消費税等)	(80)		(8)		(18)
税率	8%		8%		8%
		[①の額の範囲内の増額		8%	[1,080(80)
		①の額を超える増額		10%	110(10)

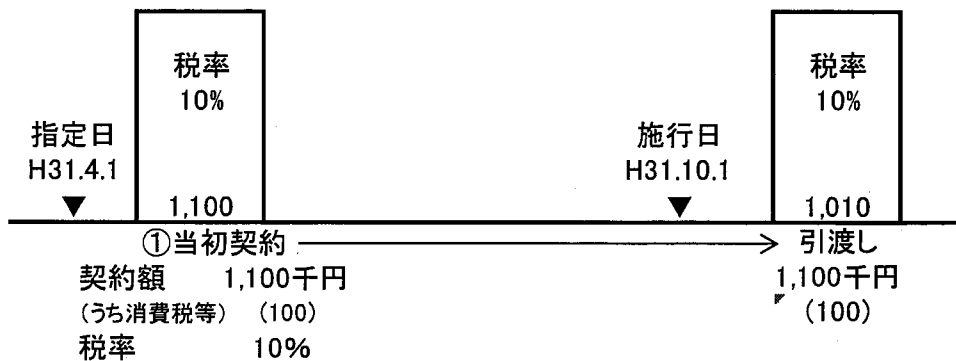
・増額→減額



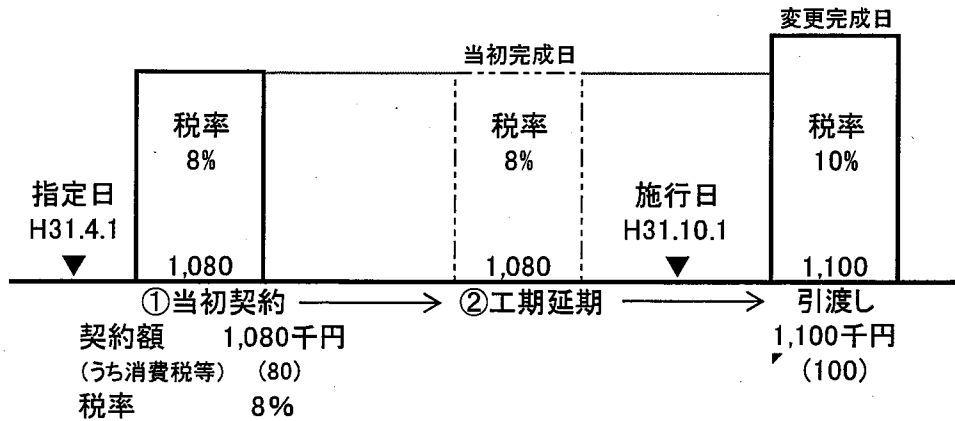
⑤平成31年4月1日以後の増額変更の変更理由が当初想定されていない追加工事等の場合
例：当初工事を減額し、当初想定されていない工事等を追加



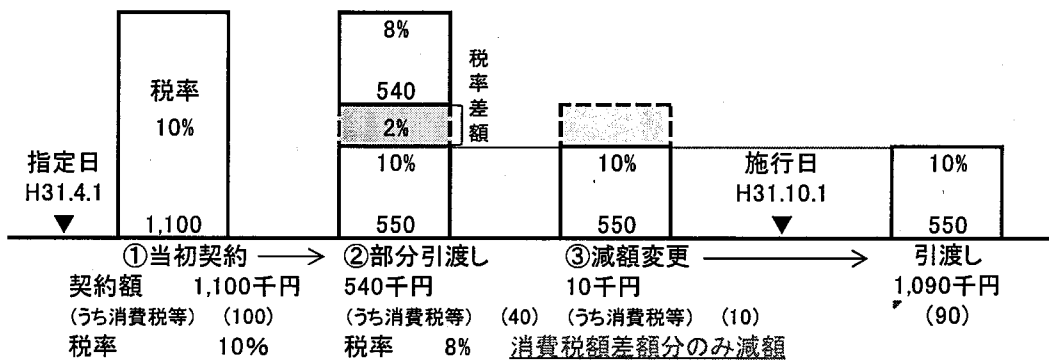
⑥平成31年4月1日以後に契約、平成31年10月1日以後引渡しの工事等
・設計変更なし（変更契約については④と同様）



⑦平成31年4月1日以後に契約、工期延期等により平成31年10月1日以後引渡しの工事等



⑧平成31年4月1日以後に契約、平成31年10月1日以後引渡しで平成31年9月30日以前に部分引渡しを行う工事等



・平成31年度の工事代金の支払い

債務負担 H31の出来高予定額…10%で計算

↓

H31.9.30以前に請求のあった部分払……………8%で支払（差額は当該会計年度の出来高完成時）

→ $(H31 \text{ 出来高予定額} \div 110) \times 108 \times 0.9$

H31.10.1以後に請求のあった部分払……………10%で支払

H31.9.30以前に請求のあった前金払……………8%で支払（差額は当該会計年度の出来高完成時）

$(H31 \text{ 出来高予定額} \div 110) \times 108 \times 0.4$

H31.10.1以後に請求のあった前金払……………10%で支払

土 総 第 5 7 号

平成31年4月16日

総 務 部 営 繕 課 長 様
各 県 民 セ ン タ ー 所 長 様
隠 岐 支 庁 県 民 局 長 様
隠 岐 支 庁 農 林 局 長 様
隠 岐 支 庁 水 産 局 長 様
隠 岐 支 庁 県 土 整 備 局 長 様
防 災 部 消 防 総 務 課 長 様
農 林 水 産 部 各 課 長 様
各 農 林 振 興 セ ン タ ー 所 長 様
各 水 産 事 務 所 長 様
土 木 部 各 課 長 様
各 県 土 整 備 事 務 所 長 様
浜 田 河 川 総 合 開 発 事 務 所 長 様
出 雲 空 港 管 理 事 務 所 長 様
宍 道 湖 流 域 下 水 道 管 理 事 務 所 長 様
浜 田 港 湾 振 興 セ ン タ ー 所 長 様

土 木 部 長
(土木総務課・技術管理課)

消費税率改正に伴う建設工事等の取扱いについて

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号。以下「消費税法改正法」という。）及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年法律第69号。以下「地方税法等改正法」という。）が平成24年8月22日に公布され、消費税法改正法第3条の規定に基づく消費税の税率の改正及び地方税法等改正法第1条の規定に基づき、地方消費税の税率の改正が平成31年10月1日（以下「施行日」という。）から施行され、消費税率が8%（旧税率）から10%（新税率）に引き上げられることとされています。

これに伴い、消費税率改正に伴う経過的な建設工事等の取扱いについて下記のとおり、経過的な建設工事等に係る契約書の取扱いを別記1のとおり、工事費積算等に係る経過措置イメージ図を別記2のとおり、それぞれ定めましたので、適切な執行をしてください。

このことについては、島根県建設産業団体連合会に別途通知しておりますことを申し添えます。

記

1. 基本の方針

平成31年4月1日（以下「指定日」という。）以後に契約する建設工事等（建設工事関連業務委託を含む。4を除き、以下同じ。）であって、施行日以後に引き渡しを受ける案件については、新税率で発注することとし、以下のとおり取り扱う。

- (1) 予定価格及び低入札調査基準価格（最低制限価格）は消費税及び地方消費税の率を10%として算定する。
- (2) 入札公告及び仕様書はそれぞれ、別紙1及び別紙2のとおりとする。（該当案件については適宜手動で修正を行うこと）
- (3) 契約金額は、入札書に記載された金額に10%を加算した金額とする。

※1平成31年5月1日以後、入札公告又は指名通知を行う案件については本通知に基づき執行し、指定日以後、平成31年4月30日以前に入札公告または指名通知を行う案件は平成31年3月1日付土総第905号に基づき当初契約後、消費税率改正に伴う差額部分（2%）のみの増額変更契約を速やかに行うこと（併せて本通知に基づき必要な変更契約（契約書の附則の添付等）を行う）。

※2指定日以後、本通知発出日以前に契約を行っている案件（変更契約を含む。）は消費税率改正に伴う差額部分（2%）のみの増額変更契約を速やかに行うこと（併せて本通知に基づき必要な変更契約（契約書の附則の添付等）を行う）。

2. 経過的な建設工事等に関する取扱い（別記1及び別記2関係）

- (1) 指定日以後に契約する案件（別記1の3および1の4）

→基本の方針に従い、消費税及び地方消費税の額を10%として契約する。

- (2) 指定日の前日以前に契約締結を行い、施行日以後に引き渡しを行う場合において、指定日以後に増額変更を行う案件（別記1の2及び別記1の6）

→消費税及び地方消費税の額は8%で契約しているが、増額分については、10%で変更契約を行う。（基準となる額は指定日の前日時点の契約金額）

ただし、増額の理由が、追加工事など当初の工事契約において定められていなかったことによるもの（変更指示時点の単価（指定日以降の適用単価世代）を用いて積算する追加工事等をいう。）の場合、指定日の前日時点の契約金額との比較によらず、追加部分は10%で変更契約を行うこと。

- (3) 指定日以後に契約締結し、施行日の前日以前に引き渡し予定の工事等で、遅延等により引き渡しが行われる案件（別記1の5）

→消費税及び地方消費税の額は8%で契約しているが、工期等の延長が請負者等の責に帰すことが出来ない事由によりなされる場合は、消費税の増加分（免税事業者の場合は、仕入れに係る消費税増額相当分）について請負代金額等を変更する。

この場合、消費税の増額分は請負代金額等（税抜）（免税事業者の場合は、施行日以後の仕入れ相当額）に新税率と旧税率の差を乗じて得た額となる。

- (4) 平成31年度債務負担行為に基づく契約に係る工事等で、指定日以後に契約締結する案件（別記1の1）

→基本の方針に従い、消費税及び地方消費税の額を10%として契約する。

3. 平成31年度中の支払い等

- (1) 平成31年度中の支払いについて

指定日以後、施行日の前日以前に請求を受けた前金払、中間前払金及び部分払については、消費税の税率の改正による消費税の増加分を含まないものとし、その増加分は完成時（債務負担行為付工事の場合は、当該会計年度（平成31年度）の出来高完成時）に支払うこととする。

- (2) 契約書の記載について

2. (4) の案件のうち、平成31年度債務負担行為に基づく契約に係る工事等の、契約書に記載する平成31年度の出来高予定額及び支払限度額は、以下のとおりとする。

・出来高予定額：10%で記載

・支払限度額：平成31年度の出来高予定額×0.9以内の額を記載

4. 維持修繕業務委託等の取扱い

- (1) 維持修繕業務委託について

引き渡しは受注者から報告を受けた時点となるため、経過的な取扱いは適用されない。従って施行日の前日以前に契約を締結する場合、当初契約は8%で締結し、業務委託料から施行日の前日以前に報告を受けた額を除いた額について、施行日以後に10%で変更契約を行うこととする。

- (2) 街路樹管理業務委託（複数年契約）について

消費税及び地方消費税の額は8%で契約しているが、引き渡しは各年度で行うため経過的な取扱いは適用されない。そのため、施行日以後の出来高予定額について、施行日以後に10%で変更契約を行うこととする。

- (3) 現場技術業務委託について

消費税及び地方消費税の額は8%で契約しているが、一括した目的物の引き渡しではない契約形態であり、経過的な取扱いは適用されない。よって、業務完了日が施行日以後となるものについては請負金額の全額が10%となる。ただし、部分払いについては3(1)に準じることとする。

※3 指定日以後、平成31年4月30日以前に、入札公告または指名通知を行う案件及び指定日以後、本通知発出日以前に契約を行っている案件（変更契約を含む。）については、※1及び※2に準じ、取り扱うこと。

- (4) 留意事項

(1) 及び (2) について変更契約を行う際は、受注者に経過的な取扱いが適用されない業務委託である旨を周知し、また、当該業務着手日から施行日の前日までの出来高が分かるようにすること。（別紙3）

5. その他留意事項

- (1) 施行日の前日以前に完成を予定している工事等でも、指定日以後に契約をした場合でその目的物の引き渡しが行われる場合は、当該請負契約金額に対し、新税率が適用されるので、上記事項が予想される場合は、増額変更契約等の具体的な措置を講じ、執行管理に万全を尽くすこと。

注：目的物の引き渡しとは、建設工事においては引渡書、業務委託については検査済証に記載の期日で判断する。

- (2) 随意契約についても本通知に準じて取り扱うこととする。
- (3) 本通知に該当しないその他の契約形態、業務形態については個別に税務署に確認を行うこと。
- (4) 受注者が工事進行基準の方法により経理を行っている場合の本県における消費税の収入事務等の取扱いについては、後日、別途通知する。

経過的な工事に係る工事請負契約書について

1. 平成31年度債務負担行為に基づく契約に係る工事について
 - ・当初の契約締結時に、建設工事請負契約書に別紙「附則（債務負担工事）」のとおり附則を設けること。

2. 平成31年度債務負担行為に基づく契約に係る工事について（指定日の前日以前に契約し、施行日以後に引き渡して、指定日以後に増額変更がある場合）
 - ・変更契約締結時に、建設工事請負変更契約書に別紙「附則（債務負担工事（指定日の前日以前に契約、指定日以後に変更契約、施行日以後に引き渡し）」のとおり附則を設けること。

3. 単年度工事について
 - ・当初の契約締結時に、建設工事請負契約書に別紙「附則（単年度工事）」のとおり附則を設けること。

4. 業務委託について
 - ・当初の契約締結時に、土木設計業務等委託変更契約書に別紙「附則（業務委託）」のとおり附則を設けること。

5. 指定日以後、施行日の前日以前に契約を締結し、施行日の前日以前に引き渡し予定の工事等で遅延（工期延期）により引き渡しが行われる日以後になる場合
 - (1) 工期延期の変更契約締結時に建設工事請負変更契約書に上記3と同様の附則を設けること。
 - (2) 工期延期の変更契約締結時に土木設計業務等委託変更契約書に上記4と同様の附則を設けること。

6. 指定日の前日以前に契約し、施行日の前日以前に引き渡し予定の工事等で、指定日以後に増額変更がある場合で引き渡しが行われる日以後になる場合（繰越工事等）
 - (1) 変更契約締結時に、建設工事請負変更契約書に別紙「附則（工事（指定日以後に工期延期により引き渡しが行われる日以後）」のとおり附則を設けること。
 - (2) 変更契約締結時に、土木設計業務等委託変更契約書に別紙「附則（業務委託）（指定日以後に工期延期により引き渡しが行われる日以後）」のとおり附則を設けること。

7. 経過措置対象工事等で指定日以後、施行日の前日以前に部分引き渡しを行う場合
 - ・ 契約締結時に、附則（指定日以後、施行日の前日以前に部分引き渡し）のとおり附則を設けること。

8. 変更契約書には上記のいずれの場合も変更契約書記載例のとおり記載すること。

附則（債務負担工事）

- 1 平成 31 年 10 月 1 日（以下「施行日」という。）の前日までに請求を受けた前金払及び中間前金払については、第 41 条第 1 項の規定にかかわらず、第 35 条中「請負代金額が」とあるのは「平成 31 年度の出来高予定額が」と（第 1 項及び第 4 項を除く。）、「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「平成 31 年度末」と、「請負代金額に」とあるのは「平成 31 年度の出来高予定額（当該出来高予定額に 110 分の 2 を乗じて得た額を除く。）に」と、「請負代金額の」とあるのは「平成 31 年度の出来高予定額（当該出来高予定額に 110 分の 2 を乗じて得た額を除く。）の」と、「請負代金額を」とあるのは「平成 31 年度の出来高予定額を」と、「請負代金額以上」とあるのは「平成 31 年度の出来高予定額以上」と、「請負代金額未満」とあるのは「平成 31 年度の出来高予定額未満」と、第 36 条中「請負代金額」とあるのは「平成 31 年度の出来高予定額」と読み替えて、これらの規定を準用する。
- 2 前項の場合において、平成 31 年度について前払金を支払わない旨が設計図書に定められているときには、第 41 条第 2 項中「前項」及び「同項」とあるのは「附則第 1 項」として同項を適用する。
- 3 施行日の前日までに請求を受けた部分払いにおける部分払金の額の算定については、第 42 条第 2 項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額（平成 31 年度における請負代金相当額（平成 31 年度の出来高超過額を含む。ただし、当該出来高超過額について第 42 条第 1 項の規定による部分払の請求がないときは、当該出来高超過額を除く。）に 110 分の 2 を乗じて得た額を除く。）」と、「前会計年度までの出来高予定額」とあるのは「前会計年度までの出来高予定額（平成 31 年度の出来高予定額に 110 分の 2 を乗じて得た額を除く。）」と、「出来高超過額」とあるのは「出来高超過額（平成 31 年度の出来高超過額にあつては、出来高超過額（当該出来高超過額に 110 分の 2 を乗じて得た額を除く。）」と、「当該会計年度の出来高予定額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額（平成 31 年度の出来高予定額にあつては、当該会計年度の出来高予定額（当該出来高予定額に 110 分の 2 を乗じて得た額を除く。）」として同項を適用する。
- 4 第 26 条第 1 項の規定による請求があった場合においては、同条第 2 項中「物価」とあるのは「物価（社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成 24 年法律第 68 号）による改正後の消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の適用による消費税の税率の改正による消費税の増加額相当分及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 69 号）による改正後の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の適用による地方消費税の税率の改正による地方消費税の増加額相当分を除く。）」として同項を適用する。
- 5 受注者は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費

税法の一部を改正する等の法律（平成 24 年法律第 68 号）附則第 7 条第 1 項の規定の適用を受ける場合には、同条第 4 項の規定に基づく発注者への通知を引渡後遅滞なく行うものとする。

- 6 前項の場合において、受注者は、当該通知した対価の額に 110 分の 2 を乗じて得た額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）について、県からの納入通知書により、県に納付しなければならない。

附則（債務負担工事（指定日の前日以前に契約、指定日以後に変更契約、施行日以後に引き渡し））

- 1 平成31年10月1日（以下「施行日」という。）の前日までに請求を受けた前金払及び中間前金払については、第41条第1項の規定にかかわらず、第35条中「請負代金額が」とあるのは「平成31年度の出来高予定額が」と（第1項及び第4項を除く。）、「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「平成31年度末」と、「請負代金額に」とあるのは「平成31年度の出来高予定額（当該出来高予定額のうち、平成31年4月1日（以下「指定日」という。）以後、施行日の前日までの間における請負代金額の増額分に110分の2を乗じて得た額を除く。）に」と、「請負代金額の」とあるのは「平成31年度の出来高予定額（当該出来高予定額のうち、指定日以後、施行日の前日までの間における請負代金額の増額分に110分の2を乗じて得た額を除く。）の」と、「請負代金額を」とあるのは「平成31年度の出来高予定額を」と、「請負代金額以上」とあるのは「平成31年度の出来高予定額以上」と、「請負代金額未満」とあるのは「平成31年度の出来高予定額未満」と、第36条中「請負代金額」とあるのは「平成31年度の出来高予定額」と読み替えて、これらの規定を準用する。
- 2 前項の場合において、平成31年度について前払金を支払わない旨が設計図書に定められているときには、第41条第2項中「前項」及び「同項」とあるのは「附則第1項」として同項を適用する。
- 3 施行日の前日までに請求を受けた部分払金の額の算定については、第42条第2項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額（平成31年度における請負代金相当額（平成31年度の出来高超過額を含む。ただし、当該出来高超過額について第42条第1項の規定による部分払の請求がないときは、当該出来高超過額を除く。）のうち、指定日以後、施行日の前日までの間における請負代金額の増額分に110分の2を乗じて得た額を除く。）」と、「前会計年度までの出来高予定額」とあるのは「前会計年度までの出来高予定額（平成31年度の出来高予定額のうち、指定日以後、施行日の前日までの間における請負代金額の増額分に110分の2を乗じて得た額を除く。）」と、「出来高超過額」とあるのは「出来高超過額（平成31年度の出来高超過額にあつては、出来高超過額（当該出来高超過額のうち、指定日以後、施行日の前日までの間における請負代金額の増額分に110分の2を乗じて得た額を除く。）」と、「当該会計年度の出来高予定額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額（平成31年度の出来高予定額にあつては、当該会計年度の出来高予定額（当該出来高予定額のうち、指定日以後、施行日の前日までの間における請負代金額の増額分に110分の2を乗じて得た額を除く。）」として同項を適用する。
- 4 第26条第1項の規定による請求があった場合においては、同条第2項中「物価」とあるのは「物価（社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）による改正後の消費税法（昭

和 63 年法律第 108 号) の適用による消費税の税率の改正による消費税の増加額相当分及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律 (平成 24 年法律第 69 号) による改正後の地方税法 (昭和 25 年法律第 226 号) の適用による地方消費税の税率の改正による地方消費税の増加額相当分を除く。)』として同項を適用する。

附則（単年度工事）

- 1 平成 31 年 10 月 1 日（以下「施行日」という。）の前日までに請求を受けた前金払及び中間前金払については、第 35 条中「請負代金額の」とあるのは「請負代金額（当該請負代金額に 110 分の 2 を乗じて得た額を除く。）の」として同条を適用する。
- 2 施行日の前日までに請求を受けた部分払金の額の算定については、第 38 条第 1 項及び第 6 項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額（施行日の前日までに行う第 38 条第 5 項の規定による部分払の請求にあつては、当該請負代金相当額に 110 分の 2 を乗じて得た額を除く。）」と、同条第 6 項中「請負代金額」とあるのは「請負代金額（当該請負代金額に 110 分の 2 を乗じて得た額を除く。）」としてこれらの規定を適用する。
- 3 第 38 条第 5 項の規定により部分払金の支払があつた後、施行日の前日までに、再度部分払の請求をする場合においては、同条第 7 項の規定にかかわらず、同条第 1 項及び第 6 項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分払の対象となった請負代金相当額を控除した額（施行日の前日までに行う第 38 条第 5 項の規定による部分払の請求にあつては、当該控除後の額に 110 分の 2 を乗じて得た額を除く。）」と、同条第 6 項中「請負代金額」とあるのは「請負代金額（当該請負代金額に 110 分の 2 を乗じて得た額を除く。）」としてこれらの規定を適用する。
- 4 第 26 条第 1 項の規定による請求があつた場合においては、同条第 2 項中「物価」とあるのは「物価（社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成 24 年法律第 68 号）による改正後の消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の適用による消費税の税率の改正による消費税の増加額相当分及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 69 号）による改正後の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の適用による地方消費税の税率の改正による地方消費税の増加額相当分を除く。）」として同項を適用する。
- 5 受注者は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成 24 年法律第 68 号）附則第 7 条第 1 項の規定の適用を受ける場合には、同条第 4 項の規定に基づく発注者への通知を引渡後遅滞なく行うものとする。
- 6 前項の場合において、受注者は、当該通知した対価の額に 110 分の 2 を乗じて得た額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）について、県からの納入通知書により、県に納付しなければならない。

附則（業務委託）

平成 31 年 10 月 1 日（以下「施行日」という。）の前日までに請求を受けた前金払については、第 33 条中「業務委託料の」とあるのは「業務委託料（当該業務委託料に 110 分の 2 を乗じて得た額を除く。）の」と、第 33 条第 1 項中「業務委託料に」とあるのは「業務委託料（当該業務委託料に 110 分の 2 を乗じて得た額を除く。）に」と、「業務委託料のうち 3 億円を超える部分の金額」とあるのは「業務委託料のうち 3 億円を超える部分の金額（当該金額に 110 分の 2 を乗じて得た額を除く。）」として同項を適用する。

附則（工事（指定日以後に工期延期により引き渡しが行われる日以後））

- 1 平成 31 年 4 月 1 日（以下「指定日」という。）以後、平成 31 年 10 月 1 日（以下「施行日」という。）の前日までに請求を受けた前金払及び中間前金払については、第 35 条中「請負代金額」とあるのは「請負代金額（当該請負代金額のうち、指定日以後、施行日の前日までの間における請負代金額の増額分に 110 分の 2 を乗じて得た額を除く。）の」として同条を適用する。
- 2 施行日の前日までに請求を受けた部分払金の額の算定については、第 38 条第 1 項及び第 6 項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額（施行日の前日までに行う第 38 条第 5 項の規定による部分払の請求にあっては、当該請負代金相当額のうち、指定日以後、施行日の前日までの間における請負代金相当額の増額分に 110 分の 2 を乗じて得た額を除く。）」と、同条第 6 項中「請負代金額」とあるのは「請負代金額（当該請負代金額のうち、指定日以後、施行日の前日までの間における請負代金額の増額分に 110 分の 2 を乗じて得た額を除く。）」としてこれらの規定を適用する。
- 3 第 38 条第 5 項の規定により部分払金の支払があった後、施行日の前日までに再度部分払の請求をする場合においては、同条第 7 項の規定にかかわらず、同条第 1 項及び第 6 項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分払の対象となった請負代金相当額を控除した額（施行日の前日までに行う第 38 条第 5 項の規定による部分払の請求にあっては、当該控除後の額のうち、指定日以後、施行日の前日までの間における請負代金相当額の増額分に 110 分の 2 を乗じて得た額を除く。）」と、同条第 6 項中「請負代金額」とあるのは「請負代金額（当該請負代金額のうち、指定日以後、施行日の前日までの間における請負代金額の増額分に 110 分の 2 を乗じて得た額を除く。）」としてこれらの規定を適用する。
- 4 第 26 条第 1 項の規定による請求があった場合においては、同条第 2 項中「物価」とあるのは「物価（社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成 24 年法律第 68 号）による改正後の消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の適用による消費税の税率の改正による消費税の増加額相当分及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 69 号）による改正後の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の適用による地方消費税の税率の改正による地方消費税の増加額相当分を除く。）」として同項を適用する。

附則（業務委託（指定日以後に工期延期により、引き渡しは施行日以後））

平成 31 年 4 月 1 日（以下「指定日」という。）以後、平成 31 年 10 月 1 日（以下「施行日」という。）の前日までに請求を受けた前金払については、第 33 条中「業務委託料の」とあるのは「業務委託料（当該業務委託料のうち、指定日以後、施行日の前日までの間における業務委託料の増額分に 110 分の 2 を乗じて得た額を除く。）の」と、第 33 条第 1 項中「業務委託料に」とあるのは「業務委託料（当該業務委託料のうち、指定日以後、施行日の前日までの間における業務委託料の増額分に 110 分の 2 を乗じて得た額を除く。）に」と、「業務委託料のうち 3 億円を超える部分の金額」とあるのは「業務委託料のうち 3 億円を超える部分の金額（当該金額のうち、指定日以後、施行日の前日までの間における業務委託料の増額分に 110 分の 2 を乗じて得た額を除く。）」として同項を適用する。

附則（指定日以後、施行日の前日以前に部分引き渡し）

- 1 指定日以後、施行日の前日までにおける部分引渡しに係る請負代金の額の算定については、第39条第2項中「請負代金額」とあるのは「請負代金額（請負代金額のうち、指定日以後、施行日の前日までの間における指定部分に相応する請負代金の額の増額分を除く請負代金額の増額分に110分の2を乗じて得た額を除く。）」として同項を適用する。

建設工事請負変更契約書

- 1 工 事 名

- 2 工 事 場 所

- 3 契約締結年月日

上記工事について、次のとおり契約を変更します。

第1条 設計図書を別冊のとおり変更する。

第2条 請負代金額を前請負代金額に対して 円増額する。
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)

第3条 工事完成期日を平成 年 月 日に変更する。

第4条 契約書に別紙のとおり附則を設ける。

変更契約の証として本書 通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

発 注 者

受 注 者

土木設計業務等委託変更契約書

1 委託業務の名称

2 契約締結年月日

上記委託業務について、次のとおり契約を変更します。

第1条 業務委託の内容を別冊設計図書のとおり変更する。

第2条 業務委託料を前業務委託料に対して 円増額する。
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)

第3条 業務完了期日を平成 年 月 日に変更する。

第4条 契約書に別紙のとおり附則を設ける。

変更契約の証として本書 通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

発注者

受注者

土総第893号

平成31年3月5日

隠岐支庁県土整備局長 様
土木部各課長 様
土木部地方機関の長 様

土 木 部 長
(土木総務課・技術管理課)

公共工事設計労務単価及び設計業務委託等技術者単価の運用に係る
特例措置等について

平成31年4月から適用する単価（以下、公共工事にあつては「新労務単価」、設計業務委託等にあつては「新技術者単価」という。）が、平成30年3月適用単価（以下、公共工事にあつては「旧労務単価」、設計業務委託等にあつては「旧技術者単価」という。）から引き上げを行います（別途通知）。これに伴い下記のとおり特例措置等を定めましたので、取扱いに遺漏のないよう措置をお願いします。

なお、別紙のとおり島根県建設産業団体連合会あて通知しておりますことを申し添えます。

また、下記の特例措置等の適用対象となる受注者に対しては、発注者からその旨を十分周知していただくよう努めてください。

記

1. 工事に関する特例措置等の概要

(1) 特例措置について

平成31年3月1日以降に契約を締結する工事のうち、旧労務単価を適用して予定価格を積算しているものについては、島根県公共工事請負契約約款第55条の定めにより、新労務単価及び当初契約時点の物価に基づく請負代金額に変更する。

(2) インフレスライド条項の適用について

平成31年2月28日以前に契約を締結した工事のうち、残工期が基準日から2ヶ月以上あるものについて、島根県公共工事請負契約約款第26条第6項の規定を適用する。

2. 業務委託に関する特例措置等の概要

(1) 特例措置について

平成31年3月1日以降に契約を締結する業務委託のうち、旧技術者単価又は旧労務単価を適用して予定価格を積算しているものについては、土木設計業務等委託契約書第49条等の定めにより、新技術者単価又は新労務単価及び当初契約時点の物価に基づく

業務委託料に変更する。

(2) インフレスライド条項の適用について

インフレスライド条項の適用がある業務委託については、1の(2)を準用する。

3. 特例措置等の具体的な取扱い

平成26年2月18日付け土総第1009号「公共工事設計労務単価及び設計業務委託等技術者単価の運用に係る特例措置等について」の別添1～3の規定を準用(別添2の1.(2)及び4.(3)を除く。(注))すること。その際、別添1及び別添3の「平成26年2月1日」は「平成31年3月1日」に読み替えて準用すること。

また、インフレスライド条項の適用にあたっては、平成26年2月19日付け技第547号「賃金等の変動に対する工事請負契約書第26条第6項(インフレスライド条項)運用マニュアル(暫定版)」について」を準用すること。

(注) スライド額が減額となった場合は適用しない。

4. 留意事項

- ・ 営繕工事設計標準単価を適用する工事の取扱いについては、本通知の対象外となり、その取扱いは、別途総務部から通知があるので留意すること。
- ・ 工事及び業務委託の特例措置(「インフレスライド条項の適用については」は除く。)に伴う、変更後の請負代金額(業務委託料)の積算にあたっては、当初契約時点の単価適用世代により算出することとする。

【問い合わせ先】

○特例措置等に関すること

建設産業対策室 山本

内線 5388

○積算に関すること

技術管理課 加田、野上

内線 5942